

PlanBee

全ての人々の QOL 向上へ

概要書面

— 取次店登録のご案内 —

ご契約の前に十分にお読みください

株式会社プランビー（以下「プランビー」といいます。）のビジネスは「特定商取引に関する法律」において「連鎖販売取引」として規定されております。また「ビーファインRS」「ビーファインR」「スパッシュ！」の契約は、すべてレンタル契約であり、薬事法などの関連法規に則って行っております。関連するすべての法令を遵守し、健全なビジネス活動を進めております。この「概要書面（取次店登録のご案内）」は、プランビーの会社概要や各種レンタル機器及びビープレッソの商品内容やクーリング・オフ、解約（契約解除）の手続き方法、また取次店登録をお申込みされる皆様に正しくご理解いただくとともに、安心して商品をご使用していただくことはもちろん、ビジネス活動に参加していただくためのものです。登録申込みの際にはこの書面をよくお読みいただき、紹介取次店より内容の説明をお受けください。ご不明な点等ございましたら、最終ページ記載のお問い合わせ先までお気軽にお問い合わせください。

※この書面は取次店登録を勧めるにあたり、交付することが義務付けられています。
紹介取次店欄に記名されたものを、お手元に大切に保管してください。

紹介取次店（法人の場合は法人名と代表者名をご記入ください）

取次店名	
------	--

コンプライアンス・プログラム

株式会社プランビーでは、法令遵守のため、ご契約前に必ず重要事項についてご契約者様と契約内容の確認をお電話でさせていただきます。また、登録後、機器の設置や使い方など不明な点がないかどうか、契約書面がお手元に届いたかどうかの確認をさせていただきます。なお、通話内容は録音させていただきますのであらかじめご了承くださいませ。

目次

第一章 会社概要及び取扱商品

- 1. 会社概要 P.1
- 2. レンタル機器及びレンタル料・その他取扱商品について P.1
- 3. 特典について P.3
- 4. クーリング・オフについて P.4
- 5. 解約について P.4

第二章 取次店ビジネスと報酬

- 1. 取次店資格の維持 P.5
- 2. 報酬取得の必須条件 P.5
- 3. 取次店報酬（特定利益）に関する基本ルールと報酬プラン P.6
- 4. ビジネス活動について P.7

第三章 レンタル約款 P.8

第四章 プランビー取次店規約 P.10

割賦販売法に基づく抗弁権の接続について P.12

個人情報について P.12

第一章 会社概要及び取扱商品

1 会社概要

- 社 名： 株式会社プランビー
所 在 地： 〒940-2039 新潟県長岡市関原南 2-4082-1
連 絡 先： TEL：0258-46-7757 FAX：0258-46-7767
info@planbee.co.jp
- ウ ェ ブ サ イ ト： http://planbee.co.jp
- 代 表 者： 代表取締役 井利元 聖史
- 業 務 内 容： 医療機器類の販売及び賃貸業、風呂用浄水器の販売及び賃貸業、情報サービス業並びに情報提供サービス業、カプセルコーヒーマシン及びカプセルの販売
- 取扱商品・サービス： 電解還元水・強酸性水生成器「ビーファイン RS」「ビーファイン R」、電解還元水・酸性水生成器「サナス KS-30GS」及び風呂用浄水器「スパッシュ！」のレンタルサービスの提供、カプセルコーヒーマシン「ビープレッソ アヴァンツァート」及び専用コーヒークプセルの販売
- 役 務 の 提 供 方 法： 会員登録制を採用しており、プランビーから会員の皆様へレンタルサービスを直接提供
- 取 次 店 ビ ジ ネ ス： プランビーの取次店として行うビジネスは、「特定商取引に関する法律」において「連鎖販売取引」として規定されており、同法律ならびに関連法令を遵守した、健全なビジネスです。取次店の皆様のご紹介実績と売上への貢献度に応じて、MLFC（マルチレベルフランチャイズチェーン）の報酬プランにより報酬をお支払いしております。

2 レンタル機器及びレンタル料・その他取扱商品について

- レ ン タ ル 機 器 ①： **ビーファイン RS（連続通水式還元水・強酸性水生成器）** ※整備済みユーズド品も同内容です。
●形式：TYH-303 ●厚生労働省管理医療機器製造販売認証番号：223ABBZX00046000 ●電解方式：連続電解式（流量センサー内蔵）●濾過材（フィルター MW-7000DN）：粒状抗菌活性炭 + 亜硫酸カルシウム + 鉛除去活性炭●濾過能力：遊離残留塩素 総濾過水量 12,000ℓ以上（除去率 80% JIS S3201 試験）
オプション フレキシブルパイプロングタイプ（800mm）一差額 +2,700 円
- レ ン タ ル 機 器 ②： **スパッシュ！（風呂用ミネラルイオンウォーター生成器）** ※整備済みユーズド品も同内容です。
●形式：ATX-700 ●除去対象物質：遊離残留塩素●濾過材：活性炭繊維形成体●濾過性能：遊離残留塩素（1mg/L、40℃）250～300 トン（水量・水質により異なる）
オプション 給水ホースロングタイプ（2000mm）一差額 +2,160 円
オプション シャワーホースロングタイプ（2000mm）一差額 +2,160 円
オプション 出湯管ロングタイプ（1000mm）一差額 +1,080 円
- レ ン タ ル 機 器 ③： **ビーファイン R 整備済みユーズド品（連続通水式還元水・強酸性水生成器）**
●形式：TYH-91 ●厚生労働省管理医療機器製造販売承認番号 21500BZZ00555A01 ●電解方式：連続電解式（流量センサー内蔵）●濾過材（フィルター MW-7000DN）：粒状抗菌活性炭 + 亜硫酸カルシウム + 鉛除去活性炭●濾過能力：遊離残留塩素 総濾過水量 12,000ℓ以上（除去率 80% JIS S3201 試験）
- レ ン タ ル 機 器 ④： **サナス KS-30GS（還元水・酸性水連続生成器）**
●形式：TYH-71 ●厚生労働省管理医療機器製造販売認証番号：221AGBZX00254000 ●濾過材（フィルター MW-7000C）：粒状抗菌活性炭 + 亜硫酸カルシウム●濾過能力：遊離残留塩素 総濾過水量 12,000ℓ以上（除去率 80% JIS S3201 試験）
オプション フレキシブルパイプロングタイプ（800mm）一差額 +2,700 円
オプション ハイグレードタイプフィルター（MW-7000DN）一差額 +3,240 円
- >> レンタル機器の **オプション** について
標準品との差額のお支払いで、オプション品に交換して発送致します。（レンタル機器発送前のお申し込みに限ります。）
発送後は、プランビーストアよりご注文ください。（通常価格での販売となります。）
- コ ー ヒ ー マ シ ン： **プレミアムカプセルコーヒーマシン BEEPRESSO Avanzato（ビープレッソ アヴァンツァート）**
●形式：BP-001XCR ●電源：100V ●周波数：50/60Hz ●消費電力：1200W ●気圧：最大 20 気圧●重量：3.1kg ●給水タンク容量：880ml ●稼働室温：5℃～45℃
- コ ー ヒ ー カ プ セ ル ①： ●フレーバー：GRAN GUSTO ●原材料名：コーヒー豆（生豆生産国名：カメルーン、ベトナム、インド、インドネシア、エチオピア、コスタリカ）●内容量：5g × 10 カプセル
- コ ー ヒ ー カ プ セ ル ②： ●フレーバー：SUBLIME ●原材料名：コーヒー豆（生豆生産国名：カメルーン、ベトナム、インド、インドネシア、エチオピア、ブラジル）●内容量：5g × 10 カプセル
- コ ー ヒ ー カ プ セ ル ③： ●フレーバー：INTENSO ●原材料名：コーヒー豆（生豆生産国名：カメルーン、ベトナム、グアテマラ）●内容量：5g × 10 カプセル
- コ ー ヒ ー カ プ セ ル ④： ●フレーバー：DECA ●原材料名：コーヒー豆（生豆生産国名：カメルーン、ベトナム）●内容量：5g × 10 カプセル
- コ ー ヒ ー カ プ セ ル ⑤： ●フレーバー：LUNGO ●原材料名：コーヒー豆（生豆生産国名：カメルーン、ベトナム）●内容量：5g × 10 カプセル

商品の引き渡し： 契約内容の電話確認、登録申請書の原本到着、初期費用のお支払い全てそろった時点で本登録となります。本登録後速やかに商品を送致致します。送料はプランビーが負担致します。

登録種別： 取次店（第四章第1条、取次店参照）※途中でカスタマー登録への変更はできません。

特定負担： ここでの特定負担とは、取次店登録時に発生する初期費用と、それに伴う諸費用を指します。初期費用は料金一覧表の通りです。電話による本人確認完了後 10 日以内に銀行振込またはクレジットカードでお支払い下さい。銀行振込の場合は振込手数料をご負担願います。

取次店として報酬を受け取るためには、登録の継続及び月額料金の期限内のお支払いが必要となります。

※クレジットカードコースでお使いいただくカードはご本人様以外のカードはご使用できません。

なお、レンタル機器の取り付けを当社へ依頼する場合、別途標準取付工賃 12,960 円（税込）、水栓により特殊分岐栓が必要な場合は別途部品代（水栓の種類により 15,120 ～ 19,440 円程度）が必要です。（事前見積もりをおすすめします。）

また、取次店活動に必要な登録申請書等が入ったスターターキット 2 部を無償で商品と同梱しますが、他に必要な分はご購入頂きます。スターターキットはショッピングサイト「プランビーストア（<http://store.planbee.co.jp>）」にてお求めいただけます。

支払方法： 口座振替コース（契約年月日の翌月より毎月 20 日。ただし翌月の支払いのみコンビニ払込票でのお支払い。）

クレジットカードコース（契約年月日の翌月より決済日は毎月 20 日。引落日はカード会社へお問い合わせください。）

※何らかの事情により 20 日のお支払いができなかった場合、プランビーの口座にお振り込みください。また、その月の 25 日までに入金を確認できなかった場合は、800 円の再請求手数料が発生し、取次店報酬等から差し引いて精算、またはご解約時に精算させていただきます。

※月額料金の未納がある場合、支払われた月額料金は原則として古い未納分から順に充当します。

振込口座	三菱東京 UFJ 銀行 新潟支店 普通 0901194 名義 カ) プランビー
------	---

レンタル期間： レンタル機器が到着した日から起算して 3 年をレンタル期間とし、取次店又はプランビーのいずれか一方より何らの申し出がないときは、同一条件でレンタル契約が更新されたものとします。

レンタルプラン料金一覧表

料金表は全て税込となっております。

プラン	初期費用（取次店登録料）	月額	備考	最低利用期間
ビーファイン RS・スパッシュ！ （口座振替コース）	51,500 円	10,300 円		1 年
ビーファイン RS・スパッシュ！ （クレジットカードコース）	12,400 円	12,400 円	25 ヶ月目以降は月額 10,300 円になります。	2 年
ビーファイン RS・スパッシュ！ （※一括オプション）	409,370 円 （そのうち取次店登録料は 49,371 円）	無し		1 年
ビーファイン RS （U スタート口座振替コース）	24,900 円	10,300 円		1 年
ビーファイン RS （U スタートクレジットカードコース）	24,900 円	10,300 円		2 年
ビーファイン R （U スタート口座振替コース）	14,600 円	10,300 円		1 年
ビーファイン R （U スタートクレジットカードコース）	14,600 円	10,300 円		2 年
スパッシュ！ （U スタート口座振替コース）	10,300 円	10,300 円		1 年
スパッシュ！ （U スタートクレジットカードコース）	10,300 円	10,300 円		2 年

>> ※一括オプションについて

一括オプションとは、登録された月に 3 年分のレンタル料を前払いする方法です。

- 毎月の口座振替時に銀行口座の残高を気にする必要がありません。
- 取次店登録の場合、買取を選んだ後もレンタル再開によりビジネスの権利を復活させることが出来ます。
- 買取を選択しても、買取後 2 年間はカートリッジ交換・故障の際の修理が無料となります。

36 ヶ月以降 （登録月を含む）	ご希望によって 36 ヶ月以降は所定の手続きにより、特段の新たな費用が発生することなくレンタル機器の所有権をレンタル契約者に移転することができますが（以下「買取」といいます）、お申し出のない場合は、同一条件でレンタル継続となります。買取を選んだ場合、取次店としてのビジネス権利は消滅しますが、レンタル再開により取次店としてビジネス活動を行うことができます。レンタル継続の場合、再度一括オプションで支払うことも可能です。
60 ヶ月以降 （登録月を含む）	レンタルを継続されている場合はご希望によりレンタル機器を新品に交換できます。また、交換後 12 ヶ月以降は所定の手続きにより、特段の新たな費用が発生することなくレンタル機器の買取を選ぶことができます。買取を選んだ場合、取次店としてのビジネス権利は消滅します。ただし、取次店登録から起算して 36 ヶ月目で再び一括オプションで契約更新の場合のみ、72 ヶ月目以降に買取を選んでも、その後のレンタル再開により取次店としてビジネス活動を行うことができます。

>> Uスタート (ユーズド商品について)

プランビーのシステムでは、通常、新品の機器をお届けしていますが、短期間のみ使用された機器で契約していただき取次店登録できるプランがUスタートコースです。ビーファイン RS・R の U スタートレンタル機器には電解槽洗浄キット CL1&2 が付属しています。こまめに電解槽のクリーニングを行うことで性能維持ができます。

口座振替コースの初期費用が通常レンタルの場合は 51,500 円ですが、U スタートコースはビーファイン RS が 24,900 円、ビーファイン R が 14,600 円、スパッシュ! が 10,300 円です。

また月額レンタル料は 10,300 円(口座振替コース)です。クレジットカードコースでお使いいただくカードはご本人様以外のカードはご使用できません。その他レンタル条件については通常コースと同様となり、特定負担については前ページ記載の通りです。

U スタートのレンタル機器は、一定レベル以上のものを厳選し、外装やパーツも洗浄済みです。また、浄水フィルター・給水ホース・吐水ホースは新品に交換済みです。多少の使用感、小傷・汚れなどが気になる方はお申し込みにならないようお願いいたします。

申込方法の詳細は、プランビーストア (<http://store.planbee.co.jp>) の商品カテゴリー「レンタル契約関係」から商品説明をご確認ください。

ビープレッソプラン料金一覧表

料金表は全て税込となっております。

プラン	初期費用 (取次店登録料)	月額料金	定期購入数	最低利用期間
① コーヒープラン 100	54,000 円	10,800 円	カプセル: 100 個	無し
② コーヒープラン 200	54,000 円	14,256 円	カプセル: 200 個	無し
③ KS-30GS セットプラン 30	54,000 円	10,800 円	カプセル: 30 個	2 年
④ KS-30GS セットプラン 100	54,000 円	12,680 円	カプセル: 100 個	2 年

>> プランの変更について

①→②、②→①、③→④、④→③のプラン変更は 2 ヶ月に 1 回まで無料で変更できます。これ以上の変更は 1 回につき 1,000 円(税抜)の手数料が発生します。変更は商品発送の前月 5 日までに書面 (郵送・FAX) またはお電話にてお手続きください。

>> 月額料金の前払い

ビープレッソでの取次店登録時に、1 ~ 3 年分の月額料金を前払いすることで最大 5% の割引を受けることができます。

1 年前払い 3%OFF 2 年前払い 4%OFF 3 年前払い 5%OFF

※ 割引適用後の端数は 100 円未満を切り捨てとします。

>> カプセルの購入

カプセルは上記の各プランに定められた定期購入が必須となります。追加でご購入いただく場合、下記の料金表 (価格は全て税込) の通りとなります。

購入単位	価格	カプセル単価	PRV	送料	合計金額
10 個	756 円	76 円	400	324 円	1,080 円
30 個	2,236 円	75 円	1,200	324 円	2,560 円
60 個	4,406 円	73 円	2,400	324 円	4,730 円
100 個	7,236 円	72 円	5,000	324 円	7,560 円
200 個	14,256 円	71 円	10,000	無料	14,256 円
400 個	28,080 円	70 円	20,000	無料	28,080 円

3 特典について ※月額料金に未納がある場合、全ての特典を受ける事ができませんのでご了承ください。

>> ビーファイン RS・ビーファイン R・サナス KS-30GS の特典について

毎年登録月にフィルターカートリッジを自動でお届けします。自動発送以外の注文は以下にて承ります。(有料)

(TEL : 0258-46-7757 または プランビーストア <http://store.planbee.co.jp>)

・ ハイグレードタイプ (フィルター MW-7000DN) (6,000 円まで鉛除去可能) 12,960 円

・ レギュラータイプ (フィルター MW-7000C) 9,720 円

初回出荷時及び自動発送分 (無料) はハイグレードタイプをお届けします。ただし、サナス KS-30GS はレギュラータイプを装着して出荷されますが、ご希望によりオプション料金の 3,240 円をお支払いいただくことによりハイグレードタイプを装着して出荷致します。

交換サインはあくまで目安です。塩素の匂いや味の変化を感じる場合は交換してください。

>> スパッシュ! の特典について

浄水カートリッジは毎年 1 個、セラミックカートリッジは 3 年に 1 個、登録月に自動でお届けします。自動発送以外の注文は以下にて承ります。(有料)

(TEL : 0258-46-7757 または プランビーストア <http://store.planbee.co.jp>)

- ・浄水カートリッジ 12,960 円
- ・セラミックカートリッジ 32,400 円

※原水や使用状況によっては1年未満で水量が減少したり、カートリッジの汚れがひどくなる場合があります。
様子をみてカートリッジを交換してください。

>> 全レンタル機器共通の特典について

- 故障修理：** レンタル機器が故障した場合は無料で修理します。修理不可能な場合は同等品に交換します。
ただし、使用者の故意または過失による故障は除きます。
- 買取について：** 3年経過後はいつでも所定の手続きにより、特段の新たな費用が発生することなくレンタル機器の所有権をレンタル契約者に移転することができます。買取申請書のご提出がない限り、自動的にレンタル継続とさせていただきます。
- 新品交換：** 5年間レンタルを継続していただいた方は、ご希望によりレンタル機器を無料で新品交換させていただきます。
最低利用期間は交換後1年です。交換後24ヶ月経過すれば買取（追金不要）も選べます。
一括オプションでご契約の場合のみ、交換後12ヶ月で買取（追金不要）を選べます。
レンタル料のお支払いが累積で5回以上遅延した場合、新品交換の特典を受ける権利がなくなります。

4 クーリング・オフについて

- ・契約書面を受領した日から起算して20日を経過するまでは、書面により無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という。）ができ、その効果は書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。
この場合、
 - ①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ②レンタル機器及び商品の返品に要する費用はプランビーの負担になります。
 - ③書面が確認でき次第、速やかに支払済みの代金の返還を受けることができます。
- ・不実の告知により誤認し、あるいは、威迫により困惑しクーリング・オフの行使を妨げられ、クーリング・オフができなかった場合、販売業者からクーリング・オフ妨害を解消する為の書面が交付され、その内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。
- ・無店舗、個人登録のみが対象となり、法人名義での登録はクーリング・オフ対象外です。

〈書式見本〉
クーリング・オフの書面の書き方

右記見本のように、ハガキまたは書簡などに必要事項をご記入の上、郵送してください。（簡易書留扱いが確実です。）

また、レンタル機器は付属品も含めて着払いにて当社までお送りください。

940-2039
新潟県長岡市関原南2-4082-1
株式会社プランビー 行

申込日 平成 年 月 日
取次店名（ご紹介者）・電話番号
本人住所・氏名・電話番号
レンタル機器または商品名
右記日の申込みを撤回し契約解除いたしません。

5 解約について

1. 申込みの撤回（クーリング・オフ）による契約解除
 - 1) 法廷のクーリング・オフ期間内であればいかなる場合でも申込みの撤回（契約解除）をプランビーに申し出ることができます。（クーリング・オフの具体的な手続きは本概要書面【第一章の4クーリング・オフ】を参照ください。）クーリング・オフ期間を経過後に契約解除を希望される場合、本契約による所定の退会手続きまたは、法廷の手続きによる解約が必要です。
 - 2) クーリング・オフによる申込みの撤回をなされた取次店は、当初に遡って取次店でなかったこととなり、プランビーとの間に取次店としての法律関係は当初より生じなかったこととなります。
2. レンタル機器及び商品（以下「商品」という）の受領を行わない場合の契約解除
何らかの事由により商品を受領せず、配送会社での保管期限がきれて返還された場合、再出荷は着払いとし、送料は負担いただきます。また、連絡なく再出荷の注文がなければ自動的に解約となり契約解除がなされます。
3. 解約を伴わない商品の返品交換
 - 1) お届けした商品が不良品であった場合には、電話連絡で状態をお伺い後、速やかに代替の商品を出荷致します。その際に着払い伝票を同梱致しますので不良品のご返送をお願い致します。代替商品の送料はプランビーが負担します。
 - 2) 返品に適正な理由がないと判断された場合には再度、返品いただいた商品をそのまま出荷することになります。この場合の送料は取次店の負担とし、着払いにて手続きさせて頂きます。また、商品の引き渡しを受けてから48時間以内に商品の性能の欠陥につき電話あるいは書面による通知をしなかった場合は、商品は通常の性能を備えた状態で引き渡されたものとします。
4. 解約・中途退会について（クーリング・オフ期間後の契約解除）
 - 1) 取次店は所定の退会届の提出及び商品の返却をすることによりいつでも解約して退会することができます。
20日間のクーリング・オフ、次項の条件及び特定商取引法等に基づく契約の解除を除いては、プランビーから商品代金等の返還はできません。
また、定められた最低利用期間に満たずに退会する場合、最低利用期間の総支払額に満たない額をお支払いいただきます。
ただし、以下の条件を全て満たす場合に限り、既に受け取っている報酬全額ならびに既払い額の10%の解約手数料を差し引いて返金し、その後の支払い義務はありません。
 - ①取次店登録後1年以内である。
 - ②商品の引渡しを受けてから90日以内である。

- ③商品が未使用・未開封であり破損・または汚染していないこと。
また、自らの責任で商品を滅失または毀損しておらず、返品可能な状態であること。
④取次店ご自身が契約した商品であり、かつご自身の意思で返品する場合であること。
⑤個人登録であること。(法人登録は対象外です。)
- 2) 取次店は所定の退会届をプランビー SNS (<http://sns.planbee.co.jp>) からダウンロード、またはプランビーまで電話にて請求していただき、同書面に必要事項をご記入後、FAX または郵送でお送りください。退会届がプランビーに到着した日が解約受付日となり、解約受付日が属する月が最終利用月となります。最終利用月の末日までにレンタル機器のご返却をお願い致します。この場合の送料は取次店の負担になります。
- 3) 返品されたレンタル機器について支払われたレンタル機器代金の返金手続きは、プランビーがレンタル機器返品と退会届を受領してから速やかに完了するものとします。
ただし、初期費用の振込手数料等については返金対象外とします。
- 4) 前項による計算で算出された金額がプラスになった場合、ご登録口座への振込で返金します。金額がマイナスになった場合には、取次店はそのマイナスとなった金額をプランビーに返済する義務を負います。
- 5) 返品により既に発生していた取次店報酬は無効となり、返品されたレンタル機器の契約によるご本人とご本人以外に発生した取次店報酬については取次店報酬獲得者より調整させていただきます。なお、これに伴う取次店報酬の変動は、全ての取次店の取次店報酬に反映します。
- 6) 一度クーリング・オフまたは解約をされた方とその第二親等までのご家族名義で再度のレンタル申込みは恒久的にできません。お買い取り後に再登録は可能ですが、最深のポジションで一からのご登録となります。
5. 除名による登録の解除 (契約解除)
- 1) 取次店登録後であっても、下記のいずれかに該当した場合は、プランビーは当然に取次店を除名して当該取次店とプランビーとの間の契約関係を契約解除通知の発送をもって一方的に終了させることができます。契約解除通知到着から一週間以内にレンタル機器の返却をする義務があり、返却がされない場合、レンタル機器代金相当額を請求します。
- ①取次店登録申請書に虚偽の記載が発覚した場合。
 - ②【第四章プランビー取次店規約第 9 条】記載の禁止事項いずれかに該当した場合。
 - ③取次店が「特定商取引法」「薬事法」その他関連法規に違反する行為、または犯罪など社会秩序に反する行為を行った場合。
 - ④プランビー及び他の取次店の信用、名誉を著しく毀損する行為をおこなった場合。
 - ⑤レンタル料の支払い停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、不渡り処分を受けたとき、第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、公租公課の滞納処分等を受けたとき、破産、会社法上の清算手続きの開始、民事再生手続き、会社更生手続き開始の申立て等の事実が生じたとき、解散の決議をしたとき、その他、財産状態が著しく悪化し健全なビジネス継続が困難になった場合。
 - ⑥原則としてレンタル料の遅滞が 6 ヶ月分に達したときは理由の如何に関わらず直ちにレンタル契約を解除するものとします。
 - ⑦当該取次店が死亡した場合。ただし本人死亡後 30 日以内に本人の親族から申し出があった場合、当社の所定の手続きにより法定相続人に限り名義の変更を認めます。
- 2) 取次店登録申請時、また登録後も【第四章プランビー取次店規約第 4 条 . 登録できない方】各項のいずれにも該当しないことを表明し、確約するものとします。
- 3) 除名による登録の解除の効力は、前項各号の事実が発生した日付に当然に生じるものとし、その通知は除名された取次店の登録住所に発送するをもって足り、必ずしも除名された取次店に到達することを必要としません。
- 4) 取次店は任意に退会したのと同様に除名による登録の解除 (契約解除) 以降に支払日の到来する取次店報酬を受給する一切の権利を失い、取次店報酬返還義務があれば、登録の解除 (契約解除) の有無に関わらずこれをプランビーに返還すべき義務を負います。
6. 返品やキャンセルに伴う取次店報酬や各種手数料等の取扱い
すでに取次店報酬が支払われた契約において返品やキャンセル等が発生した際は、以降の支払分より当該支払分を差し引きます。また、取次店報酬が発生しない場合は、後日請求させていただきます。

第二章 取次店ビジネスと報酬

1 取次店資格の維持

以下の全ての事項を満たす事が取次店資格の維持条件です。

- 1) プランビーの取次店として登録していること。
 - 2) プランビーの企業理念を理解し、自己の利益だけでなく、全ての人々の QOL 向上を使命として活動すること。
 - 3) プランビーの取次店規約、特定商取引法、薬事法等を遵守した活動をしていること。
 - 4) レンタルプランで登録の場合、レンタル料決済が滞りなくできているか、支払日の属する月の金融機関最終営業日までにプランビーの口座に着金していること。
 - 5) ビーブレスプランで登録の場合、カプセル定期購入代金の決済が滞りなくできていること。
 - 6) 【取次店規約第 5 条 . 取次店資格の取り消しと喪失】各項のいずれにも該当しないこと。
- ※ビーブレスプランでは、購入していない月から取次店資格が失効します。失効期間が累積 3 ヶ月に達する前に遡って購入していない分を購入することで取次店資格は復活します。失効期間が累積 3 ヶ月に達した場合は取次店契約が自動的に解除となり、カスタマー会員になります。
- ※資格が失効し、最後のカプセル購入から 12 ヶ月以上経過後は再登録できます。(以前の紹介者からの変更も可能)

2 報酬取得の必須条件

以下の全ての事項を満たす事が報酬取得の必須条件です。

- 1) 取次店資格の維持ができていないこと。
 - 2) その月にそのポジションで PRV が 1 万ポイント以上あること。
- ※何らかの事情によりレンタル料や定期購入代金のお支払いができなかった場合、プランビーの口座に振込入金して下さい。その月の 25 日までに入金確認できない場合は 800 円の再請求手数料が発生し、取次店報酬等から差し引いて精算させていただきます。
- ※レンタル料の未納がある場合、支払われたレンタル料は原則として古い未納分から順に充当します。
- ※支払状況はマイプランビーへログインしてご確認ください。ログインできない場合は当社へお電話ください。

3 取次店報酬（特定利益）に関する基本ルールと報酬プラン

1) レンタル料や商品代金などには金額に応じて PRV（パーソナルレンタルボリューム）と呼ばれるポイントが付与され、PRV をベースに報酬が集計されます。

レンタル機器及びレンタル料お支払いコース		単価 (円)	PRV (P)
ビーファイン RS・スパッシュ!	登録時初期費用 (口座振替コース)	51,500	10,000
	登録時初期費用 (クレジットカードコース)	12,400	10,000
	月額レンタル料金 (口座振替コース)	10,300	10,000
	月額レンタル料金 (クレジットカードコース・登録～24ヶ月目)	12,400	10,000
	月額レンタル料金 (クレジットカードコース・25ヶ月目以降)	10,300	10,000
サナス KS-30GS (カスタマー専用)	登録時初期費用 (口座振替コース)	10,300	5,000
	登録時初期費用 (クレジットカードコース)	5,150	5,000
	月額レンタル料金 (口座振替コースは登録翌々月から)	5,150	5,000
U スタート登録 (ビーファイン RS)	登録時初期費用	24,900	10,000
	月額レンタル料金 (カスタマー登録)	10,300	10,000
	月額レンタル料金 (取次店登録)	10,300	10,000
U スタート登録 (ビーファイン R)	登録時初期費用	14,600	14,000
	月額レンタル料金 (カスタマー登録クレジットカードコース)	8,200	8,000
	月額レンタル料金 (取次店登録・カスタマー登録口座振替コース)	10,300	10,000
U スタート登録 (スパッシュ!)	登録時初期費用	10,300	10,000
	月額レンタル料金 (カスタマー登録)	10,300	10,000
	月額レンタル料金 (取次店登録)	10,300	10,000

ビーブレッソ商品		単価 (円)	PRV (P)
ビーブレッソ取次店登録初回セット	登録時初期費用	54,000	10,000
コーヒープラン 100	月額料金 (カプセル 100 個分を含む)	10,800	10,000
コーヒープラン 200	月額料金 (カプセル 200 個分を含む)	14,256	10,000
KS-30GS セット 30	月額料金 (月額レンタル料金及びカプセル 30 個分を含む)	10,800	10,000
KS-30GS セット 100	月額料金 (月額レンタル料金及びカプセル 100 個分を含む)	12,680	10,000
カプセル 10 個		756	400
カプセル 30 個		2,236	1,200
カプセル 60 個		4,406	2,400
カプセル 100 個		7,236	5,000
カプセル 200 個		14,256	10,000
カプセル 400 個		28,080	20,000

その他の商品・サービス及び最新の PRV リストは下記のウェブサイトをご覧ください。

PC・スマートフォン http://planbee.co.jp/prv_list 携帯電話 http://planbee.co.jp/m/prv_list

重要! >> PRV について

パーソナルレンタルボリュームの略で、レンタル料金、カートリッジやコーヒーカプセルの商品代金などに設定されているポイントのことです。各種手数料はこの PRV を基に集計されます。ただし、支払うべき月の月末（支払日の属する月の金融機関最終営業日）までに入金確認が取れなかったレンタル料・商品代金には PRV は付与されず、手数料集計時に売上計上されません。また、BC の PRV は合算されません。

重要! >> GRV について

グループレンタルボリュームの略で、あなたの傘下の PRV を総て合計したものです。GRV には自分自身の PRV は含まれませんが、BC の PRV は自分自身の GRV に計上されます。ただし、支払うべき月の月末（支払日の属する月の金融機関最終営業日）までに入金確認が取れなかったレンタル料・商品代金には PRV が付与されず、GRV に計上されません。

重要! >> BC について

ベースセンターの略で、会社が認めた場合にあなた以下の組織にあなた自身の分身を登録することができます。この分身のことを BC とよび、一人の別人格として他のポジションと同じように扱われます。最初に登録したポジションは基本 ID といい、BC 番号（枝番号）は 001 番となり、以降 BC として 002～999 番まで、最大で 999 カ所のポジションを登録する事ができます。BC での取次活動（スポンサー）は、その BC の枝番号より小さな枝番号の BC（もしくは基本 ID）で 10 名以上の直紹介（自分自身の BC は 2 カ所までカウントできません）が出るまではできません。プランビーにおける BC のコンセプトは、収入を増やすためのものではなく、一人（一社）で複数台の機器をレンタル契約したいというニーズに対応するというものです。なお、SANAS KS-30GS を個人でレンタルする場合は BC またはカスタマーでの契約となります。なお、BC でのレンタル料振替口座、手数料受け取り口座は基本 ID のポジションに統一され、基本 ID と BC で別々の口座を登録することはできません。

〈初回取次手数料〉 レンタル取次またはビーブレッソ取次店リクルート 1 件につき 1 万円が支払われます。（※ただし、KS-30GS 及び U スタートコースでのビーファインシリーズ・スパッシュ! の取次時には発生しません。）

〈継続取次手数料〉 直接取り次いだ方（L1）の PRV の 10% が支払われます。

〈基本手数料〉 アクティブ直紹介者数に応じて、配置図上で小さい側の GRV の 3～12% が支払われます。
「当月アクティブ」の L1 数（直紹介者数）0～1 人→3%、2～3 人→6%、4 人以上→12%

※アクティブの条件は PRV が 5,000 ポイント以上必要です。

※支払うべき月の月末までに入金確認できなければ PRV はつかず、アクティブにはカウントされません。

※1 つのポジションの基本手数料の上限は月に 480 万円までです。

〈取次店育成金〉 直接伝えた 1 次店（L1）と 2 次店（L2）の取次店が受け取る基本手数料の 50% が支払われます。

〈階級手当〉 組織図において、段数に関わらず直紹介系列のうち、当該月に EX の条件を満たす取次店が存在する系列を「EX ライン」と呼び、この EX ラインの系列数と配置図において小さい側の GRV の大きさによって決まったタイトルの掛け率を大きい側 GRV に適用して支払われます。なお、この報酬にのみ支払率が適用されます。

※当月に EX の条件を満たしている EX のみをカウントします。

※原則としてタイトル降格はありませんが、ボーナス率の有効期限は当月限りです。ルビー EX 以上のタイトル昇格はプランビー社員が面接した上で昇格の可否を判定します。リーダーとして相応しくないと判断した場合は昇格できません。

※支払率…自分のグループメンバー全てのレンタル料及び定期購入の支払い状況によって算出します。

$$\text{支払率} = \frac{\text{期日までにレンタル料を納めているメンバー数}}{\text{あなたを頂点としたグループメンバー総数 (スビルオーバーで配置されたメンバーを除く)}}$$

※ピーレッスンのカスタマーは上記の計算から除外されます。

タイトル	タイトル認定の条件 (同月に両方達成する必要あり)		
	EX ライン数	小さい側のボリューム (GRV)	大きい側の GRV に対する掛け率
エグゼクティブ	なし	10 万 P	0.25%
ゴールド EX	1 本以上	20 万 P	0.5%
プラチナ EX	2 本以上	40 万 P	1.0%
ルビー EX	3 本以上	80 万 P	1.5%
エメラルド EX	4 本以上	160 万 P	2.0%
ダイヤモンド EX	5 本以上	320 万 P	3.0%
ブルーダイヤモンド EX	6 本以上	640 万 P	4.0%
センチュリオンブルーダイヤモンド EX	7 本以上	1,280 万 P	5.0%

還元率が 60% を越えた場合にキャップ調整が適用されます。キャップ調整が適用されるか否かは、月によって異なります。

なお、初回取次手数料及び継続取次手数料には適用されません。計算方法は以下の通りです。

$$\text{キャップ調整率} = \frac{\text{手数料集計時の会社全体の総売上 (PRV) \times 60\%}}{\text{手数料集計時の計算上の手数料総計}}$$

- 2) 日次報酬は 3 ~ 7 営業日後、月次報酬は月末締め翌月 10 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) に指定口座に振りこまれます。
- 3) 月次報酬の振込時に事務手数料として 400 円差し引かれます。
- 4) 月次報酬の振込金額 (総支給金額から事務手数料 400 円を控除した額) が 5,000 円に達するまでは翌月以降に繰り越します。繰越金は買取や退会により取次店資格を喪失した時点で消滅します。
- 5) 報酬の振込手数料はプランビーが負担致します。
- 6) 税法による源泉税は差し引かれませんが取次店が独自で確定申告をする義務があります。
- 7) 報酬プランの変更は、会社のウェブサイト及び電子メールを通じて、変更内容と時期を事前に告知し、取次店が異議を述べずに次の取引を行ったら承認したとみなします。

4 ビジネス活動について

取次店がプランビーのビジネス活動を行うにあたっては、本項以下の事項 (重要項目) を必ず遵守してください。遵守しない場合、除名等の厳しい処分となり、さらに、会社が被った損害 (上位者への取次店報酬分等を含みます。) を賠償請求させていただく場合があります。また、取次店がビジネス活動を行うにあたって以下の事項を遵守されないと「特定商取引に関する法律」「薬事法」等によって処罰されることがあります。厳重に注意してください。

1) 勧誘時の義務 *三大告知義務*

勧誘を行う際は①本名、プランビーの取次店であること②取扱商品または役務の種類③特定負担を伴う取引の契約であること (P2 参照) をはっきりと告げてください。

- ①相手方に勧誘する場合、レンタル契約の勧誘または会員登録の勧誘を目的としていることを説明して、相手方の了承を得てから勧誘しなければなりません。また、勧誘目的を隠して事務所、ホテルの部屋、会議室、カラオケボックス等の不特定多数の一般人が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘してはなりません。
- ②取次店が勧誘を行う場合は、相手方に会社のビジネスが「特定商取引に関する法律において規定されている連鎖販売取引に該当する取引」であることを十分に説明しなければなりません。
- ③取次店が伝えられるのは、還元水の「胃腸症状の改善」のみです。その他の効果効能をうたうことは、薬事法等に触れるため発言してはいけません。(文章も含む。)
- ④相手方に取次店の登録を勧誘する場合、特定利益 (報酬) については契約内容に基づいて明確に説明しなければなりません。安易に収入が得られる等の表現、または利益が生じることが確実であると誤解される断定的な判断を提供して勧誘してはなりません。また、カスタマー登録を勧誘する場合でも概要書面の交付が義務づけられており、カスタマー登録による会員登録及びレンタル機器の継続レンタルにより取次店へ付与される報酬の算定の基礎となることを十分に説明しなければなりません。
- ⑤勧誘の際、相手方に以下の特定負担について明確に説明しなければなりません。
取次店登録にかかる費用 (特定負担) は、【第一章 2. レンタル機器及びレンタル料・その他取扱商品について】内の特定負担の項目をご確認ください。
- ⑥勧誘の際は、相手方にクーリング・オフについての内容を明確に説明しなければなりません。
- ⑦勧誘の際は、相手方の登録意思の有無、ビジネス活動への参加の意思の有無に関わらず特定商取引に関する法律：第 37 条第 1 項に定められた最新の概要書面を紹介者が必ず申込者本人に交付して相手方にその内容を説明しなければなりません。
- ⑧勧誘の際は、相手方に最新の概要書面及び重要事項について充分説明してください。申込書は、相手方になる申込者本人の同意をもとに申込者本人が署名・捺印をしなければなりません。また、申込者に虚偽の記入を促したり、紹介者が申込者本人以外の者に記入させたり、または紹介者が申込者本

人に無断で作成してはなりません。

- ⑨申込者本人が登録申請書に記入後、紹介者は契約書面(特定商取引に関する法律:第37条第2項書面)の内容を十分に確認の上、登録申請書3枚目の「契約者本人控」を相手方である申込者にすみやかに渡さなければなりません。なお、紹介者は2枚目の「紹介取次店控」を保管してください。
- ⑩契約前に会社から申込者への契約内容の確認電話は、必ずご本人様とさせていただきます。配偶者含めご家族等代理は受け付けられません。もし、耳が不自由等の理由がある場合この限りではありませんのでご連絡ください。また、通話内容は録音させていただきますので、ご了承の上、その旨お伝え願います。

2) 勧誘時の禁止事項

取次店は勧誘の際に以下のことを決して行ってはなりません。

- ①会社が扱うレンタル機器の機能、効果が医薬品と誤解を与える言動。
- ②【第四章プランビー取次店規約第4条.登録できない方】の各項目いずれかに該当する方をビジネスに勧誘すること。
- ③勧誘時に勧誘目的を告げずに公衆の出入りしない場所(事務所、自宅、会場等)を使用して勧誘を行うこと、事前に勧誘目的を告げずにセミナー等の催事に参加を強要すること、クーリング・オフについての説明を怠ること。また、法に基づいてクーリング・オフを行おうとする方に、それを妨げるような言動(不実の告知または威迫行為等)を行い、誤認または困惑させること。
- ④夜9時以降の深夜及び朝8時以前の早朝などの非常識な時間帯に相手から明示の要求なしにビジネス活動をする事、ならびに威迫または脅迫的言辭を用いること。
- ⑤契約の締結について勧誘する際、または契約の解除を妨げるため、相手の判断に影響をおよぼす重要事項について故意に事実を告げず、または不実の告知を告げること、及びそれをそそのかすこと。
- ⑥契約の締結について勧誘する際、または契約の解除を妨げるため、相手または関係者を威迫して困惑させること、及びそれをそそのかすこと。または契約及び紹介活動について強要すること。
- ⑦会員登録の申込書は、本人が契約内容に同意の上、本人が直筆で署名しなければなりません。本人に無断で署名することももちろん、本人の同意を得たとしても、代筆することは禁じられています。
- ⑧その他法令(都道府県や市町村が定める「条例」を含みます)・本規約及び約款の違反・その他公序良俗に反する行為。

第三章 レンタル約款

第1条(総則)

- 1) レンタル契約者である会員(以下甲といいます)は株式会社プランビー(以下乙といいます)に対し、レンタル契約約款(以下約款といいます)を承諾する旨の文書(以下レンタル申込書といいます)を発行し、別段の定めのない限り、レンタル契約の個々について、当該約款を適用します。
- 2) 甲は氏名(社名)、住所、その他のレンタル申込書記載項目事項について、変更が生じた場合、所定の変更届を乙に提出します。
- 3) 甲または乙は、相手方に対し文書にて、当該約款の継続を中止できます。
- 4) 別段の通知がない場合、この約款の効力は失わないものとします。

第2条(物件)

乙は甲に対し、乙が甲に発行する登録完了通知書に記載するレンタル物件(以下物件といいます)を賃貸し、甲はこれを賃借します。

第3条(レンタル期間)

- 1) 甲に物件が到着した日から起算して3年間をレンタル期間とします。甲はレンタル開始から3年経過後もレンタルを継続でき、レンタル開始から5年経過する毎に新品レンタル機器と交換することが出来ます。
- 2) 最低利用期間(最低レンタル期間)を各プラン毎に定め、レンタル開始日から起算して最低利用期間に達する以前にレンタルを解除した場合、甲は最低利用期間に満たない期間に相当するレンタル料(端数を切り上げ1箇月とみなし日割計算は行いません)を解約手数料として支払うものとします。
- 3) 甲の意志による解約は1ヶ月前に所定の解約申請書を乙に提出して行います。

第4条(料金)

- 1) 甲は、月額レンタル料、諸経費、その他代金などの料金を乙に対して支払います。
- 2) レンタル料は毎月20日までに翌月分を口座振替またはクレジットカードによって支払います。申込みした月(第1月分)のレンタル料金は無料とし、第2月分から最終月分までの支払期日は前月20日とします。
- 3) 前2項にかかわらず、乙が事前に承諾した場合には、別に定める支払い条件に従うことができます。
- 4) レンタル料の未納がある場合、支払われたレンタル料は原則として古い未納分から順に充当します。
- 5) 甲は前月までにレンタル料の未納がある場合、未納分と当月分を合算してクレジットカードまたは口座振替にて決済する場合があることに同意します。

第5条(物件の引渡し)

- 1) 乙は甲に対し、物件を甲の指定する日本国内の場所において、レンタル開始日に引渡し、甲は物件をレンタル終了日に返還します。物件の引渡しに要する運送費などの諸経費は乙の負担とし、返還に要する運送費等の諸経費は甲の負担とします。
- 2) 甲が乙からの引渡しを受けた場合は、物件は甲に引渡されたものとします。
- 3) 甲が乙に対して、物件の引渡しを受けた後48時間以内に物件の性能の欠陥につき書面による通知をしなかった場合は、物件は通常の性能を備えた状態で甲に引渡されたものとします。

第6条(担保責任)

乙は甲に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。

第7条(担保責任の範囲)

- 1) レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、乙は物件を速やかに交換し、又は速やかに修理します。
- 2) 前項において、甲乙いずれの責任が明白でない場合、レンタル期間中に甲は文章をもって乙に届け出、両者合意の結果以外の苦情、申し入れ等を乙は受け付けません。
- 3) 乙は前項に定める以外の責任を負いません。

第8条(物件の使用、保管)

- 1) 甲は物件を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担します。ただし、電解水生成器及びスパッシュ!の浄水フィルターはこの限りではなく、年間1個までは乙が負担します。甲は物件をその本来の使用目的以外に使用しません。
- 2) 甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、転貸及び改造をしません。また甲は物件を分解、修理、調整したり、貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、汚染しません。
- 3) 甲が物件を登録申請書記載の場所以外で使用する場合には、乙の書面による承諾を得ます。
- 4) 乙又は甲の同意する乙の代理人は、いつでも物件をその設置場所で点検できます。

第9条 (物件の使用管理義務違反)

物件が甲の責による事由に基づき滅失、損傷した場合、又は甲が乙の物件に対する所有権を侵害した場合は、甲は乙に対して、滅失した物件の再購入代金、損傷した物件の修理代金又は所有権の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済します。

第10条 (物件の保険)

- 1) 乙は、レンタル物件に動産総合保険を付保するものとします。
- 2) 物件に保険事故が生じた場合には、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙の保険金受領手続きに協力します。
- 3) 甲が前項の義務を履行し、乙が保険金を受領した場合、乙は甲に対し第9条の賠償義務について、受取保険の限度でその義務を免除します。但し甲が前項の通知義務、協力義務を怠り、又はレンタル物件の滅失損壊について故意または重過失がある場合は、この限りではありません。

第11条 (レンタル期間の延長)

- 1) レンタル期間が満了時において、甲または乙のいずれか一方より何らの申し出がないときは、同一条件で契約が更新されたものとします。
- 2) 前項により延長された期間をさらに延長するときも前項の規定によるものとし、以降も同じとします。

第12条 (契約の成立)

甲が乙にレンタル申込書を送付し、乙がこれを承諾した時をもって、レンタル契約は成立したものと甲がレンタル開始日以前にレンタル申込の取り消しを行う場合、甲は申込書記載額に申込期間を乗じた合計金額の割相当の解約料金を乙に支払うものとします。甲乙に別段の合意がある場合は、その限りではありません。

第13条 (履行遅滞等)

- 1) 甲が次の各号の一つに該当するときは、原則として乙は甲に対して通知又は催告をしないでレンタル契約を解除し物件の返還を請求することができます。
 - 一、レンタル料の支払いを一回でも遅滞したとき。
 - 二、レンタル約款の条項の一つにでも違反したとき。
 - 三、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、または民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき。
 - 四、手形又は小切手を不渡りにしたとき。
 - 五、営業の廃止、解散の決議をし、又は業務停止の処分を受けたとき。
 - 六、乙が甲の代表者と連絡がとれなくなったとき、又は甲が死亡したとき。
 - 七、甲が住所を日本国外に移転しようとしたとき。
- 2) 前項に基づき乙が物件の引取りを行なう場合、乙又は乙の正当な代理人は、いつでも物件の所在する場所に立ち入り、これを搬出し、引取ることができます。
- 3) 第一項各号の事由が生じた場合、乙は通知又は催告をしないでレンタル期間を短縮し、甲に対し、第3条第2項に定める解約手数料の支払を請求することができます。
- 4) 乙によって前2項の処置がとられた場合でも、レンタル契約に基づくその他の甲の義務は何ら免除されません。
- 5) レンタル契約に基づく甲の義務の不履行に関する一切費用は、甲の負担とします。
- 6) レンタル料の遅滞が6ヶ月分に達したときは理由の如何に関わらず通知又は催告をしないで直ちにレンタル契約を解除できるものとします。解除後も甲には物件の返却義務があり、乙は甲に対し、レンタル機器返却日までのレンタル料相当額または、3年分のレンタル料から既払い額を除いた金額の損害賠償を請求できます。
※ただし、クーリング・オフや中途解約(90日ルール)の適用条件に該当する場合は、そちらの規定を優先とします。
- 7) レンタル機器返却時点でレンタル料に未納分がある場合、レンタル機器返却月内に一括精算を原則とします。乙の指定する口座に銀行振込にてお支払い下さい。(振込手数料は甲の負担とします。) 月内に入金の確認ができない場合、乙は甲に対し、レンタルした期間(レンタル開始からレンタル物件返却までの期間)のレンタル料から既払い額を差し引いた金額に値する損害賠償を求めすることができます。ただし、特別な事情があるときは、乙は甲と協議し、その事情を参酌するものとします。

第14条 (遅延利息)

甲がレンタル契約に基づく債務の履行を遅滞したとき、甲は乙に対し、支払うべき金額に対し、支払済に至るまで年率14.6パーセントの割合による遅延利息を支払います。

第15条 (物件の返還遅延の損害金)

甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、この場合、遅延期間1箇月当たりの損害金は、月額レンタル料金に相当する金額とします。なお遅延期間が1箇月以内の場合にもその端数を切り上げ1箇月とみなし、日割計算は行ないません。

第16条 (レンタル物件の国外使用)

甲は、レンタル物件を日本国内においてのみ使用するものとします。

第17条 (ソフトウェアの複製等の禁止)

甲は物件の一部を構成するソフトウェアがある場合、それらソフトウェアに関して次の行為を行うことはできません。

- 1) 有償、無償にかかわらずソフトウェアを第三者へ譲渡し、又は使用権設定を行うこと。
- 2) ソフトウェアを複製すること。
- 3) ソフトウェアを変更し、又は改作すること。

第18条 (情報)

甲により乙に返還された物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し、返還、修復、削除、賠償などの請求をしません。

第19条 (通知・報告義務)

- 1) 甲に第13条1項各号の事由が発生したとき、又は甲の住所、商号、代表者に変更があるときは、甲は直ちにその旨を乙に書面で通知します。
- 2) 乙から要求のあったときは、甲はいつでもその物件の設置保管、使用の状況について乙に報告します。

第20条 (合意管轄)

レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、新潟地方裁判所を管轄裁判所とします。

第21条 (レンタル料金、特記事項)

甲は乙または乙の代理店、取次店から、乙所定のレンタル料金の説明を受け、了承しました。

- 2) 本約款の各条項に定めていない事項又は本約款の各条項と異なる取決については、その都度、乙が定めるところによります。

第四章 プランビー取次店規約

第1条【取次店】

1. プランビー取次店（以下「取次店」という）とは、株式会社プランビー（以下「会社」という）が定める申し込み手続きを経て登録し、会社の取り扱うレンタル機器及び商品（以下「商品」という）・サービスの取次及びそれらに関する各種サービス或いは報酬（取次店報酬）を受ける資格を有する個人または法人をいいます。

第2条【取次店登録方法】

1. 取次店登録には他の取次店からの紹介が必要になります。
2. 会社に取次店登録申請書及び必要書類を提出し、承認を受けます。
3. 会社の定める商品購入もしくはレンタル契約が必要になります。
4. 法人が登録する場合は代表取締役が登録し、代表取締役個人の本人確認書類に加え登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の添付が必要です。
5. 登録申請の手続きは、会社指定の方法以外は受け付けません。
6. 登録申請書の契約者本人控は大切に保管してください。また、契約時にご提出いただきました「登録申請書」やその他書面、身分証明書の写し等は解約等の理由の如何に関わらずご返却はできません。

第3条【取次店登録資格】

1. 取次店登録申請は本取次店規約及び法を遵守することの出来る良識ある満20歳以上の方（学生は除く）に限ります。
2. 取次店登録申請は日本国内に住民登録されている方に限ります。
3. その他の登録資格については、会社において定めるところによります。
4. 取次店は、第三者に自身の取次店権を譲渡、販売することは出来ません。ただし、会社が認めた場合はこの限りではありません。

第4条【登録できない方】

下記に該当する方はいかなる場合においてもプランビー取次店登録及びカスタマー登録は出来ません。

1. 未成年者及び満20歳以上であっても学生の方。
2. 破産者・成年被後見人・被保佐人及び法律行為の出来ない方。
3. 暴力団及びその関係者・前科をもつ方。
4. 社会問題を引き起こしている企業・機関・組合・団体などに所属している幹部及び関係者。
5. a) 過去にプランビーのレンタル契約を中途解約・クーリング・オフされた方とその第二親等までの方。
b) 第二親等内にレンタル契約中の取次店またはカスタマーの方がおり、その方以外からの紹介で他系列に登録しようとしている方。
6. 会社より取次店として不適格者と判断され取次店資格を取り消された方。
7. 健全なリクルート活動及びサービス事業を営む上で、会社が不適格者と認めた方。
8. 取次店活動において、特定商取引法・薬事法・医師法などの関連法規に違反した事実が認められた方。
9. 第2条の取次店登録以外の方法でプランビーの商品を購入した方。
10. 会社の社員及び他の取次店に対して暴言、暴力などをおよぼし、協調のとれない方。
11. 取次店登録或いは解約している法人の役員及び取次店登録或いは解約している個人が役員になっている法人。
12. その他、前各項に準じると会社において認められた方。

第5条【取次店資格の取り消しと喪失】

取次店登録後であっても、第4条の各項のいずれかの該当者であることが判明した場合及び取次店登録後に第4条各項のいずれかに該当した場合は、取次店資格の取り消しを行う事があります。

1. 取次店登録申請書に虚偽の記載が発覚した場合。
2. 取次店規約第9条の各項いずれかに該当した場合。
3. 取次店が特定商取引法等の関連法規に違反した場合。
4. 会社及び他の取次店の名誉を著しく毀損した場合。
5. 当該取次店が死亡した場合。ただし本人死亡後30日以内に本人の親族から申し出があった場合、当社の所定の手続きにより法定相続人に限り名義の変更を認めます。

第6条【退会及びクーリング・オフ】

1. 取次店は退会届を提出することにより、いつでも解約して退会することが出来ます。20日間のクーリング・オフ、次項の中途解約及び特定商取引法等に基づく契約の解除を除いては、会社から購入商品代金等の返還は出来ません。
2. 取次店登録後1年以内である場合で、商品の引渡しを受けてから90日を経過していない場合には、退会の上、未使用の商品を返品することが出来ます。既に受け取っている報酬ならびに既払い額の10%の解約手数料を差し引いて返金致します。但し、商品を再販売していたり、商品を使用または消費したり、自らの責任で商品を滅失または毀損した場合を除きます。
3. 特定商取引法に基づくクーリング・オフ制度及び中途解約（返品ルール）を概要書面と契約書面で確認しなくてはなりません。また、取次店の禁止行為及び不実告知、重要事項の故意の不告知は契約の取り消しになることがあります。
4. 無店舗、個人登録のみが対象となり、法人名義での登録はクーリング・オフ対象外です。

第7条【登録料及び会費】

取次店登録にかかる費用（特定負担）は商品の種類や契約プラン及び支払い方法により定めます。年会費はありません。

第8条【届出事項の変更】

1. 取次店が、会社に届け出た取次店登録申請書の内容に変更があった場合は、直ちに会社規定の変更届を提出し、手続きする義務があります。変更に伴う費用はかかりませんが、電話や口頭での受付はいたしません。
2. 前項の変更届が提出されていない場合、規定の手続きが保留されます。

第9条【禁止事項】

以下の事項に該当する行為を禁止します。

1. 会社が扱う商品の機能、効果が医薬品と誤解を与える言動。
2. 会社の許可無く会社が関係する協会、団体、企業またはその関係者に連絡及び訪問すること。
3. 会社の許可無く会社名・ロゴマーク・意匠・商標・商号などを使用し、独自広告、宣伝、ウェブサイトの開設及び印刷物の製作、展示会などへの出展、会社名や商品名など含んだインターネットドメイン名を取得及び使用すること。
4. 会社の許可無く会社または他社の著作物である印刷物、文献、VTR、写真などの複写・複製の製作及びその使用、または販売とそれを流布する行為。
5. 会社事業に伴う特許権・使用权・販売権・著作権などを侵害する行為、またはこれに関与する行為。
6. 会社または取次店主催のセミナーにおいて、会社の許可無く録画または録音する行為。
7. 同業他社及び他の取次店または会社の誹謗中傷。
8. リクルート活動において、虚偽または不実の内容を伝えること。

9. リクルート活動において、深夜及び早朝などの非常識な時間帯の訪問をすること、ならびに威迫または脅迫の言辞を用いること。
10. インターネット上のコミュニティサイト (mixi、GREE、facebook 等の SNS 等) や独自に作成したウェブサイトでのリクルート活動。
11. 契約者名義の貸し借り。
12. 登録後の紹介者変更や系列の変更。但し、会社が認めた場合はこの限りではありません。
13. 別系列での重複登録。
14. 他系列、スポンサー以外のアップライン、L1 (直紹介) 以外のダウンライン、取次店活動を通じて知己を得た者をプランビービジネス以外の目的 (販売・紹介・活動等) に利用したり、プランビー以外のビジネス (MLM に限定せず代理店ビジネスや投資などを含む全てのビジネスを指します) に勧誘やリクルートすること。
15. 取次店同士での金銭の貸し借り。または消費者金融からの借入の教唆等、不正な行為を促すこと。
16. 会社が発行する書面の内容を改ざんすること。
17. 会社のビジネス活動を利用して、会社から支給される報酬以外に、名目を問わず不当な利益を相手方より得ること。
18. 契約に基づく債務、またはその解除によって生じる債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させること。
19. 組織図・配置図に記載された本人以外の個人情報、第三者に漏洩すること。(退会後であっても同様とする。)
20. 法令 (都道府県や市町村が定める「条例」を含みます) ・本規約及び約款の違反、その他公序良俗に反する行為。
21. 会社の発展、他の取次店活動を妨げる行為。

第 10 条【自己責任の原則】

1. 取次店は独立した事業者であり、会社と雇用関係には無く、会社の代表者、社員、代理人ではありません。
2. 取次店の違法行為、本規約違反により生じた不利益な事態は、当該取次店がその責任の全てを負わなければなりません。
3. 会社は、会社の事業目的以外で発生した取次店の損害全てに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害を賠償する義務は無いものとします。
4. 取次店活動の際、第三者に対して損害を与えた場合、当該取次店は自己の責任と費用をもって解決し、会社に対して一切の損害を与えないものとします。
5. 会社は、再販商品の瑕疵担保責任を負いません。

第 11 条【取次店の責務】

取次店として、傘下の取次店及びカスタマーに対して次のように責務を果たさなければなりません。

1. 傘下の取次店全体に対してトレーニング・指導・激励等を行う義務があります。また、傘下の取次店と接触を密に保ち、質問などに常に対応できるようにしていなければなりません。
2. 傘下の取次店及びカスタマーのレンタル料支払いなどの債務が不履行となった場合、会社から入金勧奨の要請に従う義務があります。
3. 傘下の取次店がレンタル契約・取次店契約の内容・条件ならびに法律・政令・規約及び条例を適切に理解し、それらを確実に遵守するように最大限の努力を払う義務があります。
4. 傘下の取次店間で論争・紛争が生じた場合にそれに適宜介入し、速やかにかつ友好的に解決するように努力する義務があります。
5. 取次店は会社からの電子メール・電話・郵便等による連絡に速やかに応答する義務があります。

第 12 条【取次店報酬の計算方法と支払い】

1. 取次店報酬或いはボーナスとは、取次店が得ることができる特定利益で、報酬のことを指します。
2. 取次店報酬の計算方法と支払い基準対象は、会社が発行する最新の概要書面に準じます。また、報酬プランは会社の判断によって変更することがあります。会社のウェブサイト及び電子メールを通じて、変更内容と時期を事前に告知し、取次店が異議を述べずに、次の取引を行ったら承認したとみなします。
3. 取次店報酬は登録された銀行口座への振り込みによって行います。
4. 税法による源泉税は差し引かれませんので、取次店が各自で確定申告をする義務があります。
5. 取次店報酬の振込金額 (総支給金額から手数料 400 円を控除した額) が 5,000 円に達するまでは翌月以降に繰り越します。繰越金は買取や退会により取次店資格を喪失した時点で消滅します。

第 13 条【取次店報酬支払いの停止と返還】

以下に該当する場合、取次店報酬の支払いはされず、また既に支払済みの場合は速やかに会社に返還しなければなりません。

1. 各種契約による各種代金、その他の責務について期日までに入金の確認が取れない場合。
2. クーリング・オフ、中途解約及び契約の解除が発生した場合。
3. 第 11 条各項の取次店の責務を果たしていないと会社が判断した場合。
4. 取次店規約に違反した場合。

第 14 条【遅延利息】

取次店が、料金その他の責務について支払期日を経過して支払いが無い場合は、支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの日数について、年 14.6% の割合で計算した額を遅延利息として支払っていただきます。

第 15 条【組織図・配置図】

以下の項は取次店退会後も拘束されます。

1. 組織図・配置図は取次店 ID、氏名、都道府県名などが記載された情報であり、会社の機密情報です。この情報を他に漏洩することは、会社のみならず、他の取次店の迷惑にもなる可能性があることを認識しなければなりません。
2. 組織図・配置図は会社が作成したものであり、その一切の権利 (所有権、知的財産権、著作権) は会社にあります。

第 16 条【不可抗力免責】

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、抗争行為、輸送機関・通信回線または保管中の事故、その他会社の責に帰すことができない事由による債務不履行については、会社は責任を負いません。

第 17 条【管轄裁判所】

会社と取次店との間で生じた紛争は、双方ともに早期円満に解決することにつとめますが、万一訴訟となった場合は新潟地方裁判所及び長岡簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条【準拠法】

会社と取次店との諸契約に関する準拠法は、全て日本の法律が適用されるものとします。

第 19 条【規定外事項】

本規約に定めなき事項は、会社と取次店とが誠意を持って協議し処理することとします。

第 20 条【規約の改正】

本規約は、社会情勢の変化や法律の改正などにより、取次店の上承を得ずに変更することがあり、これを了承していただきます。規約が変更された後も取次店であり続けることにより、取次店は変更を受け入れ、承認したものとします。なお、本規約の最新版は当社公式ウェブサイト (www.planbee.co.jp) に掲載し、これを優先します。

割賦販売法に基づく抗弁権の接続について

商品を割賦支払いにより購入した消費者は、割賦購入斡旋業者から割賦による代金支払いの請求を受けたときに、当該指定商品もしくは当該指定権利の販売につき、それを販売した業者に対して生じている事由を以て当該支払いの請求をする割賦斡旋業者に対抗することができます。本項は特定商取引法及び同法施行規則により記載するものです。

個人情報について

株式会社プランビー（以下、当社）は、平成 15 年 5 月に成立・公布された「個人情報の保護に関する法律」（以下、個人情報保護法）に基づき、経済産業省が策定した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」及び、それを受けて社団法人日本訪問販売協会が平成 17 年 1 月 12 日に制定した「ダイレクトセリング業界の個人情報保護ガイドライン」に準拠し、個人情報保護法を遵守します。

1. 当社は、会員への円滑なサービス提供と事業の推進のために、会員の個人情報を入手し、その目的の範囲内で個人情報を利用します。
2. 会員の個人情報を当社が提携する企業などに提供する場合は、会員の同意に基づき行います。また、会員の個人情報を提供する場合、及び会員の個人情報を含む業務の処理を外部の企業（当社取次店は含みません）などに委託する場合は、その相手方において適切で確実な保護措置が講じられていることを確認した上で行います。
3. 個人データの第三者への提供については、当社のウェブサイト「会員などの個人情報に関するお取り扱いについて」の中に掲載されている項目に関する情報を当社のガイドラインに沿って公表します。
4. 会員の個人情報については、正確かつ最新の状態で管理するように努めます。当社は、会員の個人情報を適切に管理するため、不正なアクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などに対する予防措置並びに安全対策を講じます。
5. 当社が保有する会員の個人情報について、会員本人が開示を希望される場合は、当社が規定する一定の条件を満たすことによって、定められた範囲内で開示いたします。また、その情報に誤りがあった場合は、速やかに訂正いたします。なお、購入履歴や支払い状況等、当社が必要と判断した事項を上位者に開示することがあります。
6. 当社は、「個人情報保護計画（コンプライアンス・プログラム）」を策定し実践いたします。また当社は、この個人情報保護計画を継続的に改善してまいります。

当社の商品を購入及びレンタル契約し、取次店として登録する方は、当社が規定している個人情報に関する取り扱いに関しまして同意していただくこととなります。

PlanBee

全ての人々の QOL 向上へ

株式会社 **プランビー**

〒 940-2039 新潟県長岡市関原南 2-4082-1
電話 0258-46-7757 (平日 10:00 ~ 17:00)
FAX 0258-46-7767 (24 時間受付)
E-Mail info@planbee.co.jp (24 時間受付)
Web <http://planbee.co.jp>